

令和4年12月9日

谷口委員

公明党の谷口でございます。私からは今日、2点、避難所における生活環境の改善についてと、それから高圧ガスの地震防災緊急措置訓練について、この2点についてお伺いしていきたいというふうに思います。

まず、避難所のほうなんですけれども、今回、先行会派からも質問がありましたけれども、若干かぶる可能性もありますが、質問させていただきたいと思っております。

今回、マニュアルの策定指針の修正をされたということなんですけど、特にトイレ対策とか生活環境の改善についてお伺いしていきたいと思っております。

まず、良好な生活環境の維持についてということで、指針の修正案ではどのようなことを求めているのか、まずお伺いしたいと思っております。

応急対策担当課長

避難所は年齢や性別などが異なる避難者が一定期間、共同生活を送る場所となります。良好な生活環境を維持することは極めて重要であります。このため、指針の修正では、避難所で不足しがちなトイレについて、災害用のトイレの備蓄を十分に行うことや災害時の調達体制を強化すること、夏季には熱中症予防のため、避難所において気温や湿度、熱中症警戒アラートの有無の確認をすることや避難者に小まめに水分補給を呼びかけること、避難者がスマートフォン等で情報収集ができるよう、Wi-Fi環境を整備すること、飼い主にとっては家族同然であるペットの同行避難に備え、飼い主はペット用備蓄品の確保等を行うことなどについて示しております。

谷口委員

今お話しされた点について、一つ一つちょっと細かく聞いていきたいというふうに思うんですけれども、まず、トイレとか洗面所とか浴室といった、そういうサニタリー、衛生設備の確保についてお伺いしたいと思っております。

まず、トイレの確保についてなんですけれども、今回の指針の修正案では、トイレの設置ということについてどのようなことを求めているのか確認させていただきます。

応急対策担当課長

過去の災害においては、トイレが不足することが指摘されています。また、高齢者や障害者などの利用するトイレについては様々な配慮が必要です。指針の修正案では、例えばトイレの設置数について、災害発生当初は避難者50人に対しトイレを1基設置することやトイレの設置に当たり配慮すべき事項として、安全性を確保するためトイレを暗がりには設置しないことや防犯ブザーを設置すること、女性や子供が安心して利用できるよう男性用トイレと女性用トイレを離して設置することや子供と一緒に入れるトイレを設置すること、また、生理用品を廃棄するごみ箱を設置すること、高齢者や障害者が安心して利用できるよう洋式便器を確保することや介助者も入れるトイレを確保することなどについて示しています。

谷口委員

分かりました。細かく説明していただいたんですけども、もし分かればで結構なんですけれども、この50人に1基、一つのトイレという割合でということなんですけれども、何かこれの50人に1基という根拠というか、なぜこの50人に1基なのか、もし分かればちょっと教えていただきたい。

危機管理防災課長

災害時の50人に1基というのは、スフィア基準というのがございまして、発災直後のトイレの数というのが、避難者50人に対して1基設置することで、避難者をカバーできるようにという基準がございまして、それを基に設定しております。

谷口委員

分かりました。了解しました。次に、今設置の話を伺ったんですが、今度このトイレの利用のほうについてはどういうことを求めているのか確認させてください。

応急対策担当課長

トイレはその性質上、どうしても不衛生な環境になりやすいことや感染症の原因となりやすいことから、利用者が適切に使用し、管理することが必要であります。

このため、指針の修正案では、トイレの利用について、トイレに蓋がある場合にはトイレの蓋を閉めて流すこと、手洗いについて、上下水道が損壊して使用できない場合や流水、石けんによる手洗いができない場合はアルコール消毒液を使用すること、トイレ清掃は定期的にまたは目に見える汚物があるときに行うこと、定期的に換気することなど、避難所でのトイレ使用に関するルールを徹底するよう示しています。

谷口委員

分かりました。それで、6月に私も代表質問で、県庁施設の、男性用トイレにサンタリーボックスの設置ということをご提案させていただいて、今、県庁内もそうですし、あと県民センターとか、様々なところで進めていただいているんですけども、避難所におけるいわゆる汚物入れ、サンタリーボックス、これは男女含めてどういうふうなことを求めているのか、ちょっと確認させてください。

応急対策担当課長

指針の修正案では、第4節トイレの確保・管理の中で、トイレ等適切な場所へのサンタリーボックスの設置を検討することが望ましいと追記させていただきました。

谷口委員

分かりました。望ましいということで、もう一步していただきたかったですけれども、その地域によって様々な課題があるわけですし、分かりました。でも、明記していただいているということは感謝申し上げたいと思います。

それで次に、今度は暑さ、寒さ対策なんですけれども、まずは、今、夏の暑さは本当に尋常ではありませんので、この避難所の暑さ対策というのはどういうふうに行っているのかお伺いしたいと思います。

応急対策担当課長

夏季には熱中症による救急搬送件数が急増するため、特に災害による停電や空調設備の故障等による冷房が十分に使用できない可能性がある避難所では、積極的に熱中症対策を行う必要があります。

このため、指針の修正案では、避難者に呼びかける事項として、身の回りの気温や湿度、熱中症警戒アラートの有無の確認をすることとともに、小まめに水分を取ること、ぬれたタオル等を肌に当てうちわであおぐこと、カーテンやすだれなどで日光を遮り、また風通しをよくすることなどを示しております。

なお、指針の修正案には記載していませんが、災害時には扇風機などの冷房機器が国から支援物資として供給されるので、県では市町村と協力して、そのような機器を速やかに避難所に配布します。

谷口委員

分かりました。我が党はこれまで、避難所、小中学校の体育館がまずは中心になるかと思うんですけれども、その辺の空調設備の整備というのは求めてきてはいるんですけれども、実際は構造上難しいとか、様々な課題はあるかと思うんですけれども、今、扇風機の配布とかという話があったんですけれども、恐らく今のこの暑さだと扇風機では役に立たない、風を回して空気の循環という意味では一定の役割を果たすかと思うんですけれども、そもそも全体の空調を効かすとか、もしくは可搬式のクーラーとか、冷房装置みたいなものというのは、この中ではどのように位置づけられているんですか。分かればで結構です。

危機管理防災課長

避難所の資機材としては、スポットクーラーなども対象になるかと思えます。それらのものにつきましては、県は市町村の避難所においてそのような冷房機器を導入する際には、県の地域防災力強化事業費補助金の対象として支援をしていく、そういうような状況にあります。

谷口委員

これも分かればで結構ですけれども、そのスポットクーラーとかはどの程度配布とか、市町村に準備されているものなのか分かりますか。分からなければ結構です。

一方で寒さ対策のほうなんですけれども、これについてはどういうふうなことを求めているのか、こちらも確認させてください。

応急対策担当課長

夕方から翌朝までの、特に就寝時間帯に冷え込むことが厳しくなる冬季は、避難者の健康を維持するため、寒さ対策を十分に行う必要があります。

指針の修正案では、避難所における冷暖房機器などの防災機能設備について、関係省庁の各種補助金制度などを活用した充実・強化や近隣の公共施設、民間事業者との協定を締結することでの協力体制の整備などを示しています。

また、暖房機器についても、さっきの冷房機器と同様に、災害が発生した場合には、国から支援物資として供給される予定でございます。

谷口委員

分かりました。ありがとうございます。次に、通信環境についてお伺いして

いきたいと思えますけれども、我が会派としても、まだスマホがここまで普及する前は、ちゃんと体育館にアンテナ線が来ているようにちゃんと整備してくださいねということをお願いをしてきたんですけれども、今それもかなり進んできたというふうに伺っていますし、テレビが設置されるのは、どこも避難所、されているかと思うんですけれども、あわせて今冒頭にお話のあったWi-Fi環境というところでなんですけれども、そうした通信環境の整備についてどういうふうなことを求めているのか、ここも確認させてください。

応急対策担当課長

避難者にとって身内の安否情報や居住地の被災状況などの情報は、心理面での安定や生活再建に必要なことなどから、避難所における通信手段を確保し、避難者が情報収集できるようにすることは大変重要であります。

現行の指針では、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコンを確保することを求めているところですが、昨今のデジタル技術の進歩を踏まえ、指針の修正案では、こうした情報機器に加えて避難者がスマートフォンなどのモバイル端末によりインターネットへアクセスできるようWi-Fi等の通信・情報機器を確保することを求めています。

谷口委員

分かりました。あとWi-Fiに加えて、充電設備とあって、何か書いてありますか。

危機管理防災課長

今回の指針の中でも明記はしてありますが、電気機器の充電用に発電機の整備であるとか、蓄電池の整備なども明記をしております。

谷口委員

分かりました。Wi-Fiが整ってもスマホの充電が切れていると使えないので、それもしっかりとお願いしたいと思えます。

次に、ペット対策なんですけれども、ペット同伴で避難したいという方がたくさんいらっしゃいますので、その辺についてどのように求めているのか聞かせていただきたいと思えます。

応急対策担当課長

ペットは飼い主にとって家族同然であり、避難する際にペットを同行することはもちろん、ペットと同じ居住スペースを利用することを希望するケースがあります。その一方で、避難者はペットが苦手な方やペットアレルギーの方もおり、また、ペットの鳴き声がうるさいなどトラブルの原因となることも予想されます。避難所におけるペットの飼育についてルールを定める必要があります。

このため、現行の指針では、避難所にペットの飼育スペースを設けるとともに、飼育スペースの清掃や管理は飼い主が共同で行うこととしていますが、指針の修正案ではさらに踏み込んで、飼い主に対し、災害に備えて飼育用ゲージや餌などのペット用備蓄品の確保やペットのしつけを示しています。また、市町村に対し、平時から飼い主に対しペットの災害への備え等に関する普及啓発等を行うことを示しております。

谷口委員

分かりました。これもトラブル、飼っていない方と飼っていらっしゃる方との間のトラブルも想定されますので、しっかり進めていただきたいと思います。

この項目最後なんですけれども、先ほどちょっと市町村への補助という話もありましたけれども、県から市町村に対してどういう支援を行っていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

応急対策担当課長

県では、避難者に配布する飲料水と食料や日用品、また避難所で使用する災害用トイレなど、避難所の開設、運営に必要な資機材を市町村が備蓄する場合には、市町村地域防災力強化事業費補助金を活用した財政的な支援を行っています。また、大規模災害時には、調達した支援物資を速やかに市町村を通じて避難所や避難者に配布する必要があります。県では、国や市町村、輸送事業者、物資供給事業者が参加する災害救助に係る連絡会議や会議の参加者と実施する支援物資の調達輸送訓練等を通じて、市町村などとの連携体制を強化していきます。

県では、こうした取組を着実に実施し、災害時にも県民の皆さんが安心して避難できるよう市町村をしっかりと支援していきます。

谷口委員

分かりました。ありがとうございます。今日、幾つか確認させていただきましたけれども、トイレやそのほか、生活環境の整備ということで、しっかりと市町村を支援して進めていただきたいと思います。

時間もなくなってきましたので、2つ目の項目の高圧ガスの訓練についてお伺いしていきたいと思いますが、訓練の概要については資料等で確認させていただきましたので、これまでずっと訓練恐らく年1回やられているかと思うんですけれども、これまでどういう見直しとか変更が決まっていたのか、まず確認させていただきます。

工業保安担当課長

この訓練は10年間やっておりまして、その都度その都度時代に応じて内容を変えさせていただいております。

まず、最近は毎年やっておりますカートリッジ缶の爆発実験というのは、夜店とか学園祭でカセットコンロが爆発する事故というものが多発したことがありまして、それでカートリッジ缶というのはこんなに危ないんだよということでやるようになったりとか、そういった形で、毎年内容については関係者が集まって見直しをしております。

今年度に関しましては、近年増加している風水害に対する対処方法を、今までは地震ばかりだったんですけれども、風水害対策をさせていただいたり、またLPガスを避難所に運ぶというところ、こういったところなどを重点的に取り組ませていただきました。

谷口委員

分かりました。この風水害における高圧ガスの訓練で、どういう被害が出てというのがちょっとイメージが湧きづらいですけれども、どういうことになるんですか。

工業保安担当課長

風水害に関しましては、昨年度、公明党の先生から御指摘いただいたんですけども、土砂災害の際に、LPガスが勢いで流れてしまいまして、それが河川にまで行ってしまうという事例がございましたので、具体的には現地に行って、そういったものが流れないように回収したり、つながっているかを確認すると、そういった事例になっております。

谷口委員

分かりました。要するに流されてしまうと、弁も外れて中のガスが出たまま転がって行ってしまうというか、流れていったりするということですかね。分かりました。

それで、訓練の中身について、高圧ガスを運送する際の地震を想定した訓練ということなんですけれども、ちょっと簡単に中身を教えてくださいませんか。

工業保安担当課長

具体的には、高圧ガスのタンクローリーが路上で地震に伴いまして多重衝突を起こしまして、その際に有毒なガスが漏えいしたということを想定いたしまして、まず、その際に消防がガスを水をまいて散らすと。消防だけでは足りないの、事業者の方や専門家が来て、それをガスのところを止めたりとか回収する。問題はその多重事故が起きたときに、車の中に運転手の方が閉じ込められているので、その方を救助するというところで消防と警察が実際に乗っている車を破壊して、火を出さないように破壊して救助すると、そういった訓練をさせていただいております。

谷口委員

分かりました。今、車の中の運転手とか、乗っている方を助ける訓練をするということなんですけど、そういう訓練を行う理由について確認させてください。

工業保安担当課長

事故発生時には人命救助は当然最優先でございます。実際の事故現場におきまして、それぞれいろいろな方たちがいる状況の中で、その危機のある状況という、そういうシチュエーションをまず設定するというのが訓練として大事でございます。また、最近の車は非常に安全性が高まっておりますので、比較的新しい型の乗用車を破壊することで非常に勉強になると、消防、警察のほうからも特に若い職員にとっては非常にいい経験になるというふうに御意見をいただいております。

谷口委員

分かりました。恐らく危険なガスが漂っている中で火花を起こしてはいけないということで、できるだけ新しい車を破壊して助け出すということが必要だということなんだろうと思うんですけども、分かりました。

ちなみに、高圧ガスというと、すぐに身に迫った感じはしないんですけども、例えばどういうケースが事故というか、というのが我々の身の回りにあるのか、またそういう事故が起きているのかどうか、その辺を確認させてください。

工業保安担当課長

記憶に新しいところでは、今年の9月28日に愛知県の豊田市の東名高速道路

の豊田ジャンクションにおきまして、LPガスの容器が路上に拡散いたしまして、その際、120本のLPガスが、運送中のものが路上にいき、その際に、先ほどお話がありましたように漏えいいたしまして、火が引火して別の車の、前方の2台の車の方が巻き込まれて、大変残念ながら1名の方が死亡して、2名の方が負傷するという非常に大きな事故が直近で起きております。決して起きてはならない事故なんですけれども、こういう可能性はあるということになります。

谷口委員

分かりました。記憶に新しいところだと思うんですけども、最後にそういう高圧ガスを運送する場合の基準、また、それに対して県がどういう指導を行っているのか、最後確認させてください。

工業保安担当課長

高圧ガス保安法令に基づきまして、運送時の技術上の基準というものが定められております。当然高圧ガスの容器を車両に積載して移動する場合には、容器等を転落・転倒しないために、なるべく車体の前方のほうに寄せましてロープできちっと縛っていくということです。また、そういったところをきちっと事業者が行っているかというところを警察と毎年11月に協力いたしまして、路上で実際に取締りというのを行いまして、ちょっと運んでいて怪しそうな車を止めさせていただきまして、実際にきちっとしているかということを重点的に取り締まるということを行っております。

また、先ほどの事故につきましては、国等からも文書が出ておりますので、こちらのほう、まだ原因がきちっと分かっていないんですけども、当然そういったところが原因が分かりましたら、事業者への研修や勉強会を通しまして、きちっと周知してまいりたいというふうに考えております。

谷口委員

分かりました。最後に1点だけ、もし違反していたら、どういう罰則があるの。その積載の仕方等ですね。

工業保安担当課長

基準違反になりますので、まずはいきなり罰則というわけではなくて、当然指導させていただいて、それを守られているかどうかというところの指導から開始させていただくようになります。

谷口委員

分かりました。我々も高速や、いろんな運転していて、そういう危険に遭う可能性もあるということをお話を伺って感じましたし、しっかり訓練の重要性も認識させていただきましたので、しっかり続けていただけるようお願いして質問を終わります。